

平成15年6月26日

各位

会社名 株式会社ドワンゴ  
代表者名 代表取締役社長 小林 宏  
(コード番号: 3715)  
問合せ先 執行役員 松本 康一郎  
経営企画室長  
(TEL. 03 3664-5477)

### 公募新株式の発行価額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成15年6月12日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による新株式発行につきましては、発行価額等が未定でありましたが、平成15年6月26日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

#### 記

1. 発行価額 1株につき 金 1,275,000円  
(ただし、引受価額が発行価額を下回る場合は、当該新株式の発行を中止する。)
2. 発行価額中資本に組入れない額 1株につき 金 637,500円  
(なお、引受価額が発行価額を上回る場合、その差額についても資本に組入れない。)
3. 仮条件 1,500,000円 から 1,700,000円

#### 4. 仮条件の決定理由等

当社は、携帯電話端末向けのコンテンツ企画・開発・配信及びネットワークエンタテインメントシステムの構築等を業務としております。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

携帯コンテンツプロバイダーとして若年層からの支持が高く、有料会員数が好調に伸びている。

コンテンツ開発力・商品力があり、同業他社との差別化が出来ている。

携帯電話での着信メロディ配信サービス事業の依存度が高く、携帯電話市場や着信メロディ業界の中長期的な成長性には懸念がある。

以上の評価に加え、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規公開株のマーケットにおける評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,500,000円 から 1,700,000円の範囲が妥当であると判断いたしました。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

【ご参考】

(1) 発行新株式数及び売出株式数

発行新株式数	普通株式	700株
売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し 650株 オーバーアロットメントによる売出し 150株( )

(2) 需要の申告期間 平成15年6月30日(月曜日)から  
平成15年7月4日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 平成15年7月7日(月曜日)  
(発行価格及び売出価格は発行価額以上の価格で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成15年7月9日(水曜日)から  
平成15年7月14日(月曜日)まで

(5) 払込期日 平成15年7月16日(水曜日)

(6) 配当起算日 平成15年4月1日(火曜日)

(7) 株券受渡日 平成15年7月17日(木曜日)

( )上記のオーバーアロットメントによる売出しは、募集並びに引受人の買取引受による売出しとは別に、需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行なう売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主から借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、150株を上限として当社株主より追加的に買取する権利(グリーンシューオプション)を、平成15年8月13日行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、平成15年7月17日から平成15年8月8日までの間、付与されたグリーンシューオプションの株式数を上限として当社株主から借入れる株式の返却を目的として、取引所において当社普通株式の買付け(シンジケートカバー取引)を行う場合があります。なお、野村証券株式会社は上記シンジケートカバー取引にかかる株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。